

電気・機械設備
点検整備基準

令和 7 年 4 月

大阪市水道局

目次

1 はじめに

2 本整備基準の適用及び目的

3 維持管理の基本事項

4 各設備の概略と分類

- (1) ポンプ設備
- (2) 弁・扉類
- (3) 水処理機械設備
- (4) 高度浄水処理設備
- (5) 排水処理設備
- (6) 空気源設備
- (7) 第二種圧力容器・タンク類
- (8) 荷役設備
- (9) その他設備
- (10) 通信設備
- (11) 計装設備
- (12) 管理設備、監視制御設備、遠隔監視制御設備
- (13) 他基準等参照項目

5 定義

6 改訂履歴

7 点検整備周期表

1 はじめに

当局の「電気・機械設備点検整備基準」（作成時の名称は、「電気・機械設備整備基準」であり、以下「整備基準」という）は、建設から維持管理への移行を時代背景に昭和54年に作成され、取・浄・配水場等で活用されてきた。

その後、設備改良や更新を実施していく中、整備基準内容に不整合等が生じ、また、新しい水処理技術・設備の導入、水道維持管理指針（日本水道協会編）の改訂により、5回にわたって整備基準の改訂を行ってきた。

今回の改訂にあたっては、主に電気・機械設備の点検結果に基づく更新基準の見直しを行い、適切な更新基準を設定することにより、効率的な点検整備業務が可能となり、機器の機能維持及び事故・故障の防止に一層努めるものである。

2 本整備基準の適用及び目的

本整備基準は、電気・機械設備全般に適用するもので、点検整備の標準的基準を示し、機器の機能維持並びに事故の未然防止に資することを目的とする。ただし、自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という）に記載のあるG I S受変電設備、受電・変電・配電設備、負荷設備、無停電電源設備、非常用発電設備、太陽光発電設備、水力発電設備及びその他設備（接地）（以下「保安規程記載項目」という）については除く。

また、汎用機器及び工器具類、「大阪市公共建築物点検マニュアル」に記載のある建築設備も除く。

なお、使用条件・管理体制・制御方式・形式・構成等の変更により、点検・整備周期及び内容に変更が生じる場合がある。

3 維持管理の基本事項

当局の水道施設における機械・電気設備は、取水から浄、送、配水と設置場所が広範囲に亘っており、その目的及び用途により、多種多様な設備や機器が設置されている。これらの設備や機器は、点検や整備の不備により故障を引き起こした場合、その部分の故障にとどまらず、水道システム全体に供給不能や水質障害など重大な支障をきたすことがある。安全且つ、安定した水供給を確保するため、機器に適応した点検・整備内容など、その設備に最適な維持管理方法を採用する必要がある。

日常点検・定期点検は、形骸化し、漫然と行われる恐れがあるが、日常点検を実施するにあたって何よりも重要な事は、何か異常が無いか、また、改善すべき点が無いかという問題意識を持った視点である。定期整備では、計画が事前に定められているため、長期停止においても設備稼働率に与える影響は少ない。しかし、計画通りの工程管理とならなければ、水道システム全体に影響を与える事になりかねないので、工程の遵守が重要となる。

維持管理は、日常欠くことのできない業務であると同時に、長期的視野に立って行うべきものである。今後の水道整備の方向性を示すものとして、厚生労働省が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」がある。その中で、長期的な政策目標として次の目

標が掲げられている。

安全：すべての国民がいつでもどこでも、水をおいしく飲める水道

強靭：自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道

持続：給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

環境：環境保全への貢献

国際：わが国の経験の海外移転による国際貢献

今後は、これらの点と費用対効果を踏まえ維持管理を行っていかなければならない。

4 各設備の概略と分類

(1) ポンプ設備

水道施設におけるポンプ設備は、取・送・配水設備用から揚液用、排水用まで多岐に亘っている。取水・揚水・送水・配水・洗浄（表洗、逆洗）・洗浄排水（返送）ポンプ設備を主ポンプ設備、それ以外のポンプをその他ポンプ設備とし、更に、型式及び流体により、点検・整備周期及び内容が異なるので項目を細分化する。

(2) 弁・扉類

弁・扉類(以下「バルブ」という)は、設置後長期間にわたり使用される。その役割を大別すると、制御用、遮断用、逆流防止用、減圧用、管路保護用、その他スラッジ・薬注用に分けられる。これらのバルブは、確実に機能するように管理する必要があるが、これまでの実績から巡視時における外観点検等に加え、過トルク等の異常及び故障時対応で対処可能である。

これらのバルブを手動・電動に大別する。豊野浄水場のろ過池・G A Cの電動制水扉は定期的に油脂交換が必要である事から、制水扉とそれ以外に細分化する。

(3) 水処理機械設備

水処理機械設備は、駆動部が水上部にあり伝達機構を介して、水中で運転する形式のものが多い。このため、日常点検、定期点検は、水上部の機械装置を対象に行い、水下部については、池清掃等の池・系統・槽開放時にを行う。

水処理機械設備を、除塵設備、急速攪拌装置、緩速攪拌装置、その他攪拌装置、汚泥搔き設備に分類する。除塵設備については、水分離装置・自動ストレーナを含む。

(4) 高度浄水処理設備

高度浄水処理設備は、原料ガス装置、オゾン発生器、オゾン接触槽、排オゾン処理装置等で構成される。但し、高度浄水処理設備特有の設備ではない原料ガス装置については空気源設備に含め、オゾン発生器の内、冷却装置用循環ポンプについてはポンプ設備・空気源設備に含める。また、オゾン接触槽については、土木構造物であるため、本整備

基準では取り扱わない。

高度浄水処理設備は、オゾン設備と呼吸筒及び覆蓋装置に分類し、オゾン設備については、オゾン発生器及び電源装置、冷却装置、排オゾン処理装置等に細分化する。

(5) 排水処理設備

排水処理設備には、加圧脱水機のみを記載する。補機類については、空気源設備等に含める。なお、ろ布・ろ板については、柴島浄水場と庭窪浄水場で形状が異なり、点検・整備周期及び内容が異なる事から項目を細分化する。

(6) 空気源設備

空気源設備は、空気圧縮機、プロア設備、付属装置(除湿装置)に分類する。空気槽については、第二種圧力容器・タンク類に含める。空気圧縮機には、高度浄水処理設備用、自家発電設備用を含む。また、プロア設備には、気圧排泥設備用・高度浄水処理設備用を含む。なお、フロン系冷媒を使用しているものについては「フロン排出抑制法」の規程に基づくものとする。

(7) 第二種圧力容器・タンク類

第二種圧力容器については、労働安全衛生法施行令第一条第七号に該当するものを指し、空気槽、排水処理設備用圧入槽及び北港加圧ポンプ場設置の圧力槽を含む。「ボイラ一及び圧力容器安全規則」第八十八条に基づき、自主定期検査を行うものとする。

タンク類については、薬品貯蔵槽・その他槽類・防液堤を含む。薬品貯蔵槽については、薬品により内面ライニングの更新周期が異なることから薬品の種類により細分化する。

(8) 荷役設備

労働安全衛生法第三十七条第一項（別表第一）及び労働安全衛生法施行令第十二条において「特定機械等」と定められるクレーン等及びクレーン等安全規則の適用を受けるクレーン等のほか、クレーン等安全規則第二条において適用の除外となるクレーン等を含む。クレーン等安全規則の適用を受けないクレーン等についても、使用時に点検を行う。コンベアについては、排水処理設備用及び除塵設備用を含む。

エレベータ、小荷物用昇降機及び階段昇降機(以下「昇降設備」という)については、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（最新のもの）に基づき、点検を行うため本整備基準では取り扱わない。

(9) その他設備

プラント用設備として、換気設備、配管類、冷却設備に分類する。建築付帯設備としての換気設備等は、「大阪市公共建築物点検マニュアル」（以下「建物点検」という）に基づき点検を行うため本整備基準では取り扱わない。

(10) 通信設備

構内交換設備については交換機と自動転送装置に細分化する。交換機については、機種により点検項目が異なるため機能により項目を選択する。

(11) 計装設備

計測設備については、用途及び型式により点検周期及び内容が異なることから、用途及び型式により細分化する。

(12) 管理設備、監視制御設備、遠隔監視制御設備、遠隔監視設備

管理設備、監視制御設備、遠隔監視制御設備及び遠隔監視設備は、LCD、グラフィックパネル等の監視装置、プログラマブルコントローラ等の制御装置、コンピュータ等の情報処理装置、大画面表示装置、ITV等のその他付属装置で構成される。

(13) 他基準等参照項目

保安規程記載項目については、保安規程を参照するものとする。

昇降設備については、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新版を参照するものとする。

建築付帯設備としての換気設備及び非常用照明設備については、建物点検を参照するものとする。

5 定義

本整備基準で使用する用語については次のとおりとする。

【日常点検】

日常点検とは、1日から1箇月程度の周期で、巡回時などに工具等を必要としない範囲で、運転中の機器の異音、異臭、振動、温度、漏水、漏油等について、主に視覚、聴覚などの五感を用いて行うものである。

【定期点検】

定期点検とは、1箇月から1年程度の周期で機器を停止して、外部からの点検及びスパナ等の簡易な工具を用いての整備を行うものである。給油・油脂交換等も定期点検にて行う。

【定期整備】

定期整備とは、数年の周期で必要に応じ機器の分解整備等を行い、部品の交換などの処置を行うものである。定期整備においては、当該機器を停止し専門の工具等を用いて機器の分解を行う。

【巡視時】

巡視時とは、運転中の機器について点検を実施するものとし、手動操作による掛替は必要としない。その頻度については、有人の取・浄・配水場等において1日に1回程度、無人の取・浄・配水場等において1週間から1箇月に1回程度である。

【運転時】

運転時とは、かせいソーダ受入槽、走行式ミーダ形汚泥搔き機等の連続運転しない設備において当該設備の稼動時をいう。これらの設備の日常点検については、当該設備の運転時に点検を行う。

【分解整備】

分解整備とは、機器の機能回復を目的として、主に摺動部品や通電部品等を交換し、適切に維持管理するものである。

【原水・排水】

原水・排水とは、取水口から凝集池までの処理水及び沈でん池から引き抜かれたスラッジ以降、着水井等へ返送されるまでの水を示す。

また、床排水及び各種返送水も原水・排水に含む。

【沈水以降】

沈水以降とは、沈でん池以降の処理水を示す。洗浄排水等についても、原水・排水とする。

【外観、振動、異音、異臭、温度、損傷、漏水、漏油、オゾン臭の確認】

日常点検における各種項目の確認について、外観を見て損傷・漏水等の異常が無い事を確認し、運転中の機器については振動・異音・温度により運転状態を確認する。漏油や油脂不足の場合については、異臭により確認し、オゾンについては無色のためオゾン臭により配管等からの漏れが無いか簡易に確認する。

【異常及び故障時対応】

バルブ等については、日常点検等で異常が認められたものや、故障等があった機器について修理・分解整備等を行うものとする。

6 改訂履歴

昭和 54 年	「電気・機械設備整備基準」作成
昭和 62 年	「電気・機械設備整備基準」改訂
平成 13 年 3 月	「電気・機械設備点検整備基準」に名称変更し、改訂
平成 22 年 3 月	「電気・機械設備点検整備基準」改訂
平成 29 年 4 月	「電気・機械設備点検整備基準」改訂
令和 2 年 4 月	「電気・機械設備点検整備基準」改訂
令和 7 年 4 月	「電気・機械設備点検整備基準」改訂

7 点検整備周期表

次表のとおり。

1 ポンプ設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
1-1 主ポンプ (取水、揚水、送水、配水、洗浄、洗浄排水)	1-1-1 両吸込渦巻	1-1-1-1 取水	外観、振動、異音、異臭、軸受温度、損傷、漏水の確認 グランド封水の確認 電流値の記録	巡視時	給油、油脂交換 補機類点検 運転状態の確認	1年 1年 1年	分解整備	50000時間 (基準12年)	累積運転時間を確認し、整備周期(時間)に到達する年数が基準年数未満の場合は、整備周期(時間)で整備を行う 基準年数以上の場合は、整備周期判定フローに基づき整備周期を判定する(12、17、25年、事後保全)
		1-1-1-2 洗浄 洗浄排水		巡視時				70000時間 (基準12年)	
		1-1-1-3 揚水 送水・配		巡視時				70000時間 (基準25年)	
	1-1-2 片吸込渦巻	1-1-2-1 取水						50000時間 (基準12年)	
		1-1-2-2 洗浄 洗浄排水						70000時間 (基準12年)	
		1-1-2-3 揚水 送水・配						70000時間 (基準25年)	
	1-1-3 立軸斜流	1-1-3-1 取水						50000時間 (基準12年)	
		1-1-3-2 洗浄 洗浄排水						70000時間 (基準12年)	
		1-1-3-3 揚水 送水・配						70000時間 (基準25年)	
	1-1-4 水中斜流				補機類点検 運転状態の確認	1年 1年		6年	定期整備は、油脂及び消耗部品の交換を行う
1-2 その他	1-2-1 片吸込渦巻 (採水ポンプ)	1-2-1-1 原水		巡視時	採水管洗浄 運転状態の確認	適宜 1年	分解整備	2年 (※1) 3年 (※1)	(※1) 汎用ポンプは事後保全とする
		1-2-1-2 沈水以降							
	1-2-2 片吸込渦巻 (真空ポンプ)				各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	10年	
	1-2-3 両・片吸込渦巻 (その他ポンプ)	1-2-3-1 排水			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	6年	
		1-2-3-2 沈水以降 (スラッジ処理水含む)						4~6年	
		1-2-3-3 汚泥							
		1-2-3-4 薬品							
		1-2-3-5 高度 (オゾン発生器冷却水循環用)							
	1-2-4 立軸斜流 (その他ポンプ)	1-2-4-1 排水			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	6年	
		1-2-4-2 沈水以降 (スラッジ処理水含む)						4~6年	
		1-2-4-3 汚泥							
		1-2-4-4 高度 (一次冷却水用)							

1 ポンプ設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
1-2 その他	1-2-5 立軸ライ ン	1-2-5-1 沈水以降 損傷、漏水の確認	外観、振動、異音、異臭、温度、 損傷、漏水の確認	巡視時	各種データ測定 運転状態の確認	1年	分解整備	1～3年	
		1-2-5-2 冷媒				1年		(※1)	(※1) 柴島、豊野は2年、庭窪は随時
		1-2-5-3 高度 (オゾン発生器冷却水循環用)						2年	柴島1中
	1-2-6 水中モー ター	1-2-6-1 排水 (沈澱池返送、沈砂池浸漬含む)			各種データ測定 運転状態の確認	1年	分解整備 取替・更新	(※1)	(※1) 沈澱池返送のみ10年 沈砂池浸漬は異常及び故障時対応
						1年		(※2)	(※2) 床排水ポンプは10年、沈澱池返送ポンプは15年
	1-2-7 マグネット				各種データ測定 運転状態の確認	1年	分解整備	10年	
	1-2-8 1軸偏心 ネジ					1年			
	1-2-9 ダイヤフ ラム				各種データ測定 運転状態の確認	1月	分解整備	2年 (※1)	(※1) 点検結果により1年に短縮可能
	1-2-10 プラン ジャー(浸漬型)					1月			
					各種データ測定 運転状態の確認	1年	修繕・取替・更新	(※1)	(※1) 異常及び故障時対応
						1年			

2 弁・扉類

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
2-1 手動弁・扉類・逆止め弁			外観、損傷、漏水の確認（※1）	巡視時	—	—	異常及び故障時対応	適宜	（※1）地上部のみ
2-2 電動弁・扉類	2-2-1 制水扉		外観、異音、異臭、損傷、漏水の確認	巡視時	油脂交換（豊野 ろ過池・G A C）	2年	異常及び故障時対応	適宜	（※1）開閉動作試験により水処理及び水運用に影響を与えないものに限る （※2）開度制御している弁・扉に対して開度指示計と本体開度を比較し、大きくズレているものを調整する
					開閉動作試験（※1） 開度確認（※2） 各種リミットスイッチの機能確認	1年			
	2-2-2 上記以外				開閉動作試験（※1） 開度確認（※2） 各種リミットスイッチの機能確認	1年			

3 水処理機械設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考	
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期		
3-1 除塵設備	3-1-1 除塵機	3-1-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	給油、油脂交換	1 年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-1-1-2 軸受			歪み、噛み込みの無い事を確認		整備、腐食部品は交換	18年		
		3-1-1-3 スクリーン			破損部等の補修		整備、腐食部品は交換			
		3-1-1-4 チェーン			切れてい無い事を目視の範囲で確認 (必要に応じて張り調整)		劣化部の補修			
		3-1-1-5 配管接続部			漏水の無い事を目視確認					
	3-1-2 水分離装置	3-1-2-1 減速機	外観、損傷の確認	巡視時	給油・油脂交換	1 年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-1-2-2 スクリーン			歪み、噛み込みの無い事を確認		破損部等の補修	18年		
		3-1-2-3 水路			漏水、破損等の無い事を目視確認					
	3-1-3 自動ストレーナ	3-1-4-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	給油、油脂交換	1 年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-1-4-2 軸受			歪み、噛み込みの無い事を確認		整備、腐食部品は交換	18年		
		3-1-4-3 スクリーン・メッシュ					破損部等の補修			
3-2 急速攪拌設備	3-2-1 フラッショニキサ	3-2-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認 (水中部は除く)	巡視時	給油、油脂交換	1 年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-2-1-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認		整備、腐食部品は交換	池、系統開放時		
		3-2-1-3 軸受			外観、振動、異音等の確認					
3-3 緩速攪拌設備	3-3-1 フロッキュレータ	3-3-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認 (水中部は除く)	巡視時	給油、油脂交換	1 年	分解整備	6 年		
		3-3-1-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認		整備、腐食部品は交換	池、系統開放時		
		3-3-1-3 軸受			外観、振動、異音等の確認					
3-4 その他攪拌設備	3-4-1 汚泥供給槽	3-4-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認 (水中部は除く)	巡視時	給油、油脂交換	1 年	分解整備	9 年		
		3-4-1-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認		整備、腐食部品は交換	槽開放時		
		3-4-1-3 軸受			外観、振動、異音等の確認					
	3-4-2 汚液中和槽	3-4-2-1 減速機		巡視時	給油、油脂交換	1 年	分解整備	9 年		
		3-4-2-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認	槽開放時	整備、腐食部品は交換	槽開放時		
		3-4-2-3 軸受			外観、振動、異音等の確認					

3 水処理機械設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考	
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期		
3-4 その他攪拌設備	3-4-3 かせい受入槽	3-4-3-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換	1年	異常及び故障時対応	適宜	定期点検の結果、異音等の異常が認められた場合、適宜分解整備を行う	
		3-4-3-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認	槽開放時	整備、腐食部品は交換	槽開放時		
		3-4-3-3 軸受			外観、振動、異音等の確認					
3-5 スラッジ搔寄設備	3-5-1 リンクベルト	3-5-1-1 減速機	外観、損傷、異臭の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換(サイクロ減速機) 給油、油脂交換(バイエル変速機)	1～2年 3～5年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-5-1-2 安全装置			シャーピン、チェーンの確認	1年	整備、腐食部品は交換			
		3-5-1-3 チェーン			切れていない事を目視の範囲で確認 (必要に応じて張り調整)	池開放時		18年		
		3-5-1-4 水中軸受部			軸封水配管の閉塞の無い事を確認 (必要に応じて清掃)					
		3-5-1-5 水中搔寄部			不良部の交換					
	3-5-2 走行式ミーダ形	3-5-2-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認 巻取り異常の有無を確認 異物の無い事を確認 (水中部は除く)	運転時 運転時 運転時	外観・振動・異音等の確認（漏油）	運転時	分解整備	9年又は20000時間		
		3-5-2-2 水上移動部			取付部の緩みの有無を確認		整備、腐食部品は交換			
		3-5-2-3 水中搔寄部			巻取り異常の有無を確認					
		3-5-2-4 電源ケーブル			ボルトの緩みの無い事を確認	1年				
		3-5-2-5 レール								
3-5-3 回転式	3-5-3-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認 (水中部は除く)	巡視時	給油・油脂交換	1年	分解整備	9年又は20000時間	18年		
						整備、腐食部品は交換				
					外観・振動・異音等の確認	池開放時				
3-5-4 気圧式	3-5-4-1 水上移動部	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認 異物の無い事を確認	巡視時 巡視時	給油・油脂交換 ボルトの緩みの無い事を確認 漏水・破損等の無い事を目視確認 損傷の無い事を目視確認	1年	分解整備	18年			
						整備、腐食部品は交換				
					1年	池開放時				
					1年					

4 高度浄水処理設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
4-1 オゾン設備	4-1-1 オゾン発生器（電源装置含む）		異音、オゾン臭、放電状態の確認	巡視時	冷却水量の点検 換気ファンの点検 外観及び盤内点検清掃 絶縁抵抗測定 盤内フィルタ清掃 電動弁機能点検 昇圧トランス点検 計器・保護装置の点検 電力調整器インバータ出力点検	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 2年 3年	発生器（円筒多管型）の点検清掃 発生器（平板型）の点検清掃（※1） 換気ファンの交換	(※2) 1年 (※3)	(※1) 豊野後オゾンのみ (※2) 柴島、豊野は2年、庭窪は3年 (※3) 柴島、豊野は3年、庭窪は5年
	4-1-2 オゾン発生器用冷却水装置		外観、振動、異音、温度、損傷、漏水の確認	巡視時	外観及び機能点検 イオン交換器の点検 水質測定計器・保護装置の点検	1年 1年 2年	熱交換器分解清掃（※1）	(※2)	(※1) 化学洗浄も可とする (※2) 豊野中オゾンのみ2年（他は1年）
	4-1-3 排オゾン処理装置		異音、オゾン臭の確認	巡視時	外観及び機能点検 電動弁機能点検 計器・保護装置の点検	1年 1年 2年	触媒の交換 活性炭の交換 加温ヒータ一点検清掃	(※1) 適宜 3年	(※1) 柴島、豊野は3年、庭窪は中オゾン5年、後オゾン7年
	4-1-4 漏洩オゾン処理装置		—	—	フィルタの点検清掃 外観及び機能点検	1年 1年	—	—	
	4-1-5 排オゾン分解装置		外観の確認	巡視時	異常時対応（※1）	適宜	—	—	(※1) 腐食、損傷していれば修理または交換、活性炭が劣化（白化）していれば交換
4-2 呼吸塔及び覆蓋設備			外観の確認	巡視時	腐食、損傷の確認（※1） 活性炭の劣化状況確認（※2）	池開放時 池開放時	—	—	(※1) 腐食、損傷していれば修理または交換 (※2) 劣化（白化）していれば交換

5 排水処理設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
5-1 加圧脱水機	5-1-1 本体	5-1-1-1 ろ布・ろ板	外観、損傷、変形、ろ液漏れの確認	巡視時	歪み、割れ、破損点検 ボルト等のゆるみ	1年 1年	消耗品取替 ろ布交換	(※1) 3年	(※1) 柴島は3～6年、庭窪は2年
		5-1-1-2 駆動装置他	外観、損傷、変形、作動状況、油漏れの確認	巡視時	安全装置(ワイヤ式・非常停止ボタン等)の作動確認 油脂類・作動油補充(減少時)	1年 適宜	分解整備 消耗品取替、作動油入替	(※1) 6月	(※1) 柴島は6年、庭窪は8年
		5-1-1-3 ろ布締付装置(電動式)							
		5-1-1-4 ろ布締付装置(油圧式)							

6 空気源設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考	
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期		
6-1 空気圧縮機	6-1-1 スクリュー式	6-1-1-1 計装用	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	外観、計器、保護装置、安全弁の点検 エアフィルタ、オイルフィルタ清掃又は交換 潤滑油交換、Vベルト点検 電動機等絶縁抵抗測定	1年	本体分解整備 (※1) 電動機分解整備 (※1)	6年		
			6-1-1-2 高度(オゾン製造用)	外観、振動、異音、異臭、損傷、フィルタシグナルの確認	巡視時	外観及び機能点検 (※1) 安全弁の動作確認 エアフィルタ交換 潤滑油入替 電動機グリスアップ 絶縁抵抗測定 計器・保護装置の点検	1年 1年 1年 1~2年 6月~1年 1年 2年	本体分解整備 (※2) 電動機分解整備 (※2) アフタークーラー整備 エアークーラー整備 オイルクーラー 吸込調整弁整備 吐出逆止め弁整備 (※3) 四方向電磁弁整備 (※3) 各種ストレーナー清掃	6年 6年 (※4) (※5) (※5) (※5) (※5) 2年	(※1) 「ボイラ及び圧力容器安全規則第88条」により1年以内ごとに1回自主検査を行い、結果を3年間保存しておくこと (※2) 軸受等の取替、ロータイミングギヤ等の分解整備 (※3) 100万回を目安に交換 (※4) 柴島、豊野は2年、庭窪は6年 (※5) 柴島、豊野は2年、庭窪は毎年
			6-1-2 レシプロ式	6-1-2-1 自家発(操作用)	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	外観、計器、保護装置、安全弁の点検 潤滑油(量・状態)・Vベルト点検 電動機等絶縁抵抗測定	1年	本体分解整備 (※1) 電動機分解整備 (※1)	10年
		6-1-2-2 高度(計装用)			外観及び機能点検 (※1) ベルト等点検 エアフィルタ点検、清掃 安全弁の点検、清掃及び動作確認 計器・保護装置の点検 オートドレントラップの点検、清掃 絶縁抵抗測定	1年 1年 1年 1年 2年 1年 1年	分解整備 (※2)		6年	(※1) 「ボイラ及び圧力容器安全規則第88条」により1年以内ごとに1回自主検査を行い、結果を3年間保存しておくこと (※2) 軸受、ピストンリング等の取替
6-2 プロア設備	6-2-1 空洗用		外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	給油・油脂交換 外観・振動・異音等の確認	1年	分解整備	12年		
	6-2-2 気圧排泥用				給油・油脂交換・Vベルト点検 外観・振動・異音等の確認	1年	分解整備 サイレンサー内部清掃、塗装	18年		
	6-2-3 高度用(空気冷却乾燥装置)				外観及び機能点検 絶縁抵抗測定 潤滑油入替	1年	分解整備	(※1)	(※1) 柴島は3年、庭窪は隨時、豊野は2年	
	6-2-4 高度用(排オゾン処理装置)				外観及び機能点検 潤滑油の入替 絶縁抵抗測定 給脂 (※1)	1年 1年 1年 6月	分解整備	3年	(※1) 庭窪とする	

6 空気源設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
6-3 付属装置	6-3-1 除湿装置	6-3-1-1 吸着式	外観、振動、異音、異臭、漏水の確認	巡視時	外観及び機能点検	1年	吸着剤交換 インジェクタエレメント交換 電気加熱器エレメント交換	5年 5年 10年	
		6-3-1-2 冷却式			外観・振動・異音等の確認 計器・保護装置の点検 オートドレントラップの点検、清掃 フィルタ点検、清掃	1年 1年 1年 1年	分解整備	6年	
	6-3-2 空気冷却 乾燥装置 (注1)	6-3-2-1 チラーウニット	外観、振動、異音、温度、損傷の確認 露点温度の記録	巡視時 巡視時	外観及び機能点検(※1) フィルタエレメント、オートドレントラップの点検、清掃 露点計の確認並びに露点測定(※2) 絶縁抵抗測定 計器・保護装置の点検	1年 1年 1年 1年 2年	乾燥剤の交換 チラーウニット整備 オートドレントラップ整備 冷凍装置凝縮器洗浄 冷媒ガス補充及びチラーウニット潤滑油 交換	(※5) (※6) (※6) (※7) (※5)	(※1) 各機器及び自動切替弁について実施 (※2) 露点は、大気圧換算値-50℃以下 (※3) 庭窓のみ (※4) 「ボイラ及び圧力容器安全規則第88条」により1年以内ごとに1回自主検査を行い、結果を3年間保存しておくこと(庭窓) (※5) 柴島は3年、庭窓は4年、豊野は2年 (※6) 柴島は3年、庭窓は随時、豊野は2年 (※7) 柴島は3年、庭窓、豊野は随時 (※8) 柴島は12年、庭窓、豊野は随時
		6-3-2-2 吸着塔			潤滑油入替 アフターフィルタ点検(※3)	1年	自動切替弁整備	(※8)	
		6-3-2-3 アフター フィルタ			吸着塔、アフターフィルタボックス及び冷凍式除湿装置各部点検(※4)	1年			
		6-3-2-4 再生ヒー タ							
		6-3-2-5 弁、計 器、保護装置							
	6-3-3 オイルクリー ナー		外観、振動、異音、漏油の確認	巡視時	外観及び機能点検 エレメント交換	1年 適宜	—	—	
	6-3-4 アフター クーラー		外観、漏水の確認	巡視時	外観及び機能点検	1年	—	—	
	6-3-5 ドレン処 理装置(分離装置 含)		外観、漏水、漏油、損傷の確認	巡視時	外観、冷却水量、漏水の有無、出入口 温度・ドレンタラップ確認 内部洗浄、ドレン分離槽の浮上油抜取 ドレンタラップ・フィルタ・積算計 、汚染状況、差圧ゲージ確認	1年 1年 1年			フィルタ取替目安: 750時間
	6-3-6 ラインエ アフィルタ		外観の確認	巡視時	エレメント交換	1年	—	—	差圧ゲージ規定値以上にてエレメント交換 ラインフィルタ・ミクロミストフィルタ 活性炭フィルタ

- (注1)
 - ・フロン系冷媒を使用しているものについては、「フロン排出抑制法」の規程にしたがい、3か月に1回簡易点検を実施するとともに、そのうちの1回については1年ごとの漏れ確認を行い、その記録を3年間保存しなければならない。
 - ・フロン類の補充や、回収・破壊処理を行った場合についてもその記録を3年間保存するとともに、1年に1度報告しなければならない。
 - ・機器の撤去、廃棄を行う場合は「引取証明書」「確認証明書」「事前説明書面」を3年間保存しなければならない。

7 第二種圧力容器・タンク類

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
7-1 空気槽(ベビコン・自家発始動用含む)			外観、異音、振動、損傷の確認	巡視時	本体損傷の有無 ふたの締付けボルトの磨耗の有無 管及び弁の損傷の有無	1年以内 1年以内 1年以内	内面清掃、漏れチェック、パッキン類 交換	(※1)	(※1) 空気槽及び圧力槽(北港)は隨時、 圧入槽は脱水機整備時
7-2 圧入槽(排水処理)									
7-3 圧力槽(北港)									
7-4 薬品貯蔵槽	7-4-1 ばんど用	7-4-1-1 貯蔵槽	外観の確認	巡視時	異物混入の有無を目視確認	開放時	内面ライニング更新 外面塗装更新	15年 15年	
		7-4-1-2 小出し槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	10年 10年	
	7-4-2 かせい用	7-4-2-1 貯蔵槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	(※1)	(※1) 内面にチタンライニングを施している ものはライニング更新は行わず、PVCライニ ングを施しているものは10年とする。
		7-4-2-2 小出し槽					内面ライニング更新、更新	(※1)	(※1) 点検結果による
		7-4-2-3 受入槽					内面ライニング更新	15年	
	7-4-3 次亜塩用	7-4-3-1 貯蔵槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	(※1)	(※1) PVCライニングを施しているものは 10年とする。
		7-4-3-2 小出し槽					内面ライニング更新	20年	
		7-4-3-3 貯蔵槽 (追加塩素用)					内面ライニング更新		
	7-4-4 酸用	7-4-4-1 貯蔵槽					内面ライニング更新	(※1)	(※1) 土木構造物、建築付帯設備として設置 されたものを除く。
		7-4-4-2 小出し槽					内面ライニング更新	10年	(※2) 各槽の内部清掃時
	7-4-5 希硫酸用	7-4-5-1 貯蔵槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	(※1)	
7-5 その他槽類	7-5-1 槽類	7-5-2-1 汚泥供給槽	異物混入の有無を目視確認	開放時	清掃・内部目視点検・塗装(※2)	10年	(※1) 土木構造物、建築付帯設備として設置 されたものを除く。		
		7-5-2-2 ろ液槽 (ろ液検知槽)							
		7-5-2-3 気液分離槽							
		7-5-2-4 ろ布洗浄水供給槽							
		7-5-2-5 圧力水供給槽							
		7-5-2-6 その他槽類(※1)							
	7-5-2 防液堤			—	—	—	(※2)		

8 荷役設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
8-1 天井クレーン等 (3t以上)	8-1-1 クレーン	労働安全衛生法において「特定機械等」と定められるクレーン等	作業開始前点検(※1) 1 卷過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 2 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 3 ワイヤロープが通っている箇所の状態	使用時	月例定期自主検査(※2) (1月をこえる期間使用しない場合については、使用前に実施する) 年次定期自主検査(※3) (1年をこえる期間使用しない場合については、使用前に実施する)	1年以内	性能検査(荷重試験)(※4) ワイヤロープの取替	2年 10年 ~15年	(※1) 作業開始前の点検関連 (クレーン等安全規則第三十六条) (※2) 定期自主検査(月例)関連 (クレーン等安全規則第三十五条) (※3) 定期自主検査(年次)関連 (クレーン等安全規則第三十四条) (※4) 性能検査関連 (クレーン等安全規則第四十条) ○定期自主検査(月例、年次)の記録は3年間保管のこと(クレーン等安全規則第三十八条)
			8-1-2 テルハ						
8-2 天井クレーン等 (0.5t以上3t未満)	8-2-1 クレーン	「特定機械等」ではないが、クレーン等安全規則の適用をうけるクレーン等	作業開始前点検 1 卷過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 2 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 3 ワイヤロープが通っている箇所の状態	使用時			ワイヤロープの取替	10年 ~15年	○規制対象外(クレーン等安全規則第二条) ○性能検査・自主検査の結果により、補修の必要性が認められた場合は、直ちに補修を行うこと(クレーン等安全規則第三十九条)
			8-2-2 テルハ						
8-3 天井クレーン等 (0.5t未満)	8-3-1 クレーン	クレーン等安全規則の適用が除外となるクレーン等	外観、振動、異音等の確認	使用時	クレーン等安全規則が適用されるクレーンに準ずる。	同左	ワイヤロープの取替	10年 ~15年	
			8-3-2 テルハ						
8-4 コンベア	8-4-1 ケーキ搬出用		外観、異音、損傷、蛇行の確認	使用時	減速機・軸受部への給油等 蛇行検出装置、非常停止装置動作確認 各部ボルト・ナット類増し締め 運転電流確認	1年	各部点検整備、試運転調整 各消耗部品、劣化部品取替 減速機分解整備(※1)	適宜 適宜 12年	(※1) 運転状況、使用時間等を考慮し、適宜延伸してもよい
	8-4-2 除塵設備及びその他設備用								

9 その他設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考		
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期			
9-1 換気設備 (プラント設備用)	9-1-1 換気扇	9-1-1-1 有圧換気扇	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	設置状態の確認 回転方向、回転状態の確認及び給油等 ベルトの張り・磨耗、ブーリー溝の磨耗 (※1)	1年 1年 1年	異常及び故障時対応	適宜	(※1) ベルト駆動のもの (※2) ON・OFFにより設備、水処理、その他に支障がある場合は除く		
		9-1-1-2 標準換気扇			連動、自動ON・OFF等の動作確認 (※2) 運転電流確認、絶縁抵抗測定	1年 1年					
	9-1-2 ラインファン(軸流・斜流)										
	9-1-3 シロッコファン										
	9-1-4 ルーブファン										
	9-1-5 その他換気設備付属品	9-1-5-1 ダクト			—	1年					
		9-1-5-2 たわみ継手			—						
		9-1-5-3 ダンパー			作動状態 (※3)						
		9-1-5-4 シャッター			目詰まり等の有無 (※4)						
		9-1-5-5 吸込口、吐出口類									
		9-1-5-6 フィルタ									
		9-1-5-7 支持部材、その他									
9-2 配管類 (プラント設備用)	9-2-1 ノズル (表洗・排泥促進・除塵)	9-2-1-1 表洗ノズル	—	—	不良部について清掃、交換	(※1)	不良部について清掃、交換	(※1)	(※1) 池の休止時及び各設備の点検時に実施		
		9-2-1-2 排泥促進ノズル									
		9-2-1-3 除塵機他 洗浄水ノズル									
	9-2-2 散気管				散気管の点検 (※2) 散気管の交換 (※3)	適宜 適宜	散気管の点検 (※2) 散気管の交換 (※3)	適宜 適宜	(※2) 接触池の清掃時に実施する (※3) 点検時に不良と判断されたもの		
	9-2-3 上澄水管 (フロート含)				漏れの確認		劣化が著しければ交換、補修 (※4)				
	9-2-4 ヘッダー管				巡視時		適宜	(※4) 関連設備の整備、修理時 (※5) 漏洩、目詰まりがあった場合 配管類の交換に併せて実施			
	9-2-5 その他配管類および配管付属品	9-2-5-1 配管(オゾン)			オゾン臭の確認	交換、補修					
		9-2-5-2 配管(オゾン以外)			漏れの確認						
		9-2-5-3 継手類									
		9-2-5-4 ストレンナ									
		9-2-5-5 支持部材、その他			交換もしくは清掃 (※6)	適宜					

9 その他設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
9-3 冷却設備 (プラント設備用) (注1)	9-3-1 チーリング ユニット(オゾン 冷却用)		外観、振動、異音の確認 漏れの確認	巡視時 巡視時	機器内部の確認(熱交換器の汚れ、フィルタ清掃、計器類の指示値)	3月 (※2)	異常及び故障時対応	(※3)	(※1) 冷水及び冷却水の循環系統があるもののみ (※2) 運転時間等により増減する (※3) 調査の上、修繕等を実施する。 (※4) 柴島上系次亜塩素酸ナトリウム 小出槽のみ
	9-3-2 チーリング ユニット(次亜塩 冷却用)(※4)				冷媒系統、潤滑系統の運転状態 冷却水系統の運転状態(※1)				
	9-3-3 その他 (各種設備用)				電気系統の確認(電源電圧、運転電流、 絶縁抵抗、制御状態等)				
9-4 薬品注入 設備	9-4-1 注入機	9-4-1-1 流量調節 弁タイプ	外観、振動、異音、異臭、漏液の確認	巡視時	—	—	異常及び故障時対応	(※1)	(※1) 調査の上、修繕等を実施する。
		9-4-1-2 一軸偏心 ネジポンプタイプ			各種データ測定 運転状態の確認	1月 1月	分解整備	2年 (※1)	(※1) 点検結果により1年に短縮可能
		9-4-1-3 ダイヤフ ラムポンプタイプ			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	10年	
		9-4-1-4 フラン ジャーポンプタイ プ			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	修繕・取替・更新	(※1)	(※1) 異常及び故障時対応
	9-4-2 流量計		外観、漏液の確認	巡視時	「11 計装設備」に準じる 指示値確認	適宜 1年	異常及び故障時対応	(※1)	(※1) 調査の上、修繕等を実施する。
	9-4-3 配管類		外観、漏液の確認	巡視時	—	—	交換、補修(※1)	10年	(※1) 交換、補修の範囲は、点検、調査等の 結果による。

- (注1)
 - ・フロン系冷媒を使用しているものについては、「フロン排出抑制法」の規程にしたがい、3か月に1回簡易点検を実施するとともに、そのうちの1回については1年ごとの漏れ確認を行い、その記録を3年間保存しなければならない。
 - ・フロン類の補充や、回収・破壊処理を行った場合についてもその記録を3年間保存するとともに、1年に1度報告しなければならない。
 - ・機器の撤去、廃棄を行う場合は「引取証明書」「確認証明書」「事前説明書面」を3年間保存しなければならない。

10 通信設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
10-1 構内交換設備	10-1-1 交換機		局データ管理	6月	立ち上げ試験 (ルータ点検含む)	1年	—	—	点検内容は、交換機の規模・機能により項目を選択すること
			接続部及び各端子締付部確認	6月	保守用コンソール試験	1年			
10-1-2 自動転送装置			外観点検	6月	局線通話試験	1年			
			その他 (機器室内環境等)	6月	専用線通話試験	1年			
					警報試験	1年			
					直通切替試験	1年			
					各種トランク機能試験	1年			
					各種サービス機能試験	1年			
					バックアップ電池点検	1年			
					時計の確認・修正	1年			
					信号発生装置機能確認	1年			
					障害情報出力機能試験	1年			
					交換機電源部点検	1年			
					メモリ一点検 (内部・外部)	1年			
					プログラム点検	1年			
					現用予備切替試験	1年			
					V o i p 点検	1年			
					プログラム設定	1年			
					総合試験	1年			

1.1 計装設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
11-1 計測設備	11-1-1 液位計	11-1-1-1 投込式	—	—	各部点検清掃（受圧部、ケーブル・吊下げチェーン含む）、 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整及びループ確認 絶縁抵抗測定	1年 (※1)	—	—	(※1) 水温による温度補正または設置環境による汚泥の除去等が必要となる場合は点検頻度を1回/6月とする。
		11-1-1-2 差圧式	—	—	各部点検清掃（受圧部・導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	適宜	—	—	
		11-1-1-3 フロート式	—	—	各部点検清掃（フロート、ワイヤー、ウェイト、ガイドパイプ類含む） 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整及びループ確認 絶縁抵抗測定	1年又は 3年 (※2) 適宜	—	—	(※2) 燃料貯蔵用地下燃料タンク用液位計は消防法（第14条の3の2）の規程により1回/1年又は1回/3年の周期で定期点検を実施。その他フロート式液位計は適宜実施とする。
		11-1-1-4 静電容量式	指示値の確認	1月	各部点検清掃 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整及びループ確認 絶縁抵抗測定	適宜	—	—	
		11-1-1-5 超音波式	—	—	各部点検清掃 変換器特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	適宜	—	—	
11-1-2 流量計	11-1-2-1 差圧式	—	—	—	各部点検清掃（受圧部・導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	2年 (※3)	実流試験 スパン校正	適宜 適宜	(※3) 導圧配管の詰まりにより、点検周期を決定する
		—	—	—	各部点検清掃 変換器特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 各部電圧測定 絶縁抵抗測定	2年 (※4)	実流試験 スパン校正	適宜 適宜	(※4) 取水、導水、揚水、G A C処理水、送水、配水のみ
		—	—	—	各部点検清掃 変換器特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 各部電圧測定 絶縁抵抗測定	2年 (※5)	実流試験 スパン校正	適宜 適宜	(※5) 取水、導水、揚水、G A C処理水、送水、配水のみ
11-1-3 圧力伝送器	—	—	—	—	各部点検清掃（受圧部・導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	2年 (※6)	—	—	(※6) 導圧配管の詰まりにより、点検周期を決定する
11-1-4 開度計	11-1-4-1 ポテンショメーター	—	—	—	各部点検清掃、 全抵抗測定、出力特性試験	適宜	—	—	

1.1 計装設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
11-1 計測設備	11-1-5 溫度計	11-1-5-1 測温抵抗	—	—	各部点検清掃 測定値校正 ループ確認 絶縁抵抗測定	適宜 適宜 適宜 適宜	—	—	
	11-1-6 損失水頭計		—	—	各部点検清掃（導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	2年 (※7)	スパン校正	適宜	(※7) 導圧配管の詰まりにより、点検周期を決定する
	11-1-7 重量計	11-1-7-1 ロードセル式	受入量とタンク重量の比較 (薬品タンク重量計)	受入毎	校正 検査(※1)	随時 2年	—	—	(※1) 計量法(19条)に基づき、取引用に使用しているものは、定期検査を受検する。
	11-1-8 残留塩素計		手分析値との比較 外観、損傷、漏水の確認 ゼロ、測定値校正	巡視時 巡視時 適宜	各部点検清掃、分析部点検 試薬、試料水ポンプ機能点検及び流量調整 ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-9 濁度計				各部点検清掃、分析部点検 洗浄装置点検、サンプルホース洗浄 校正板、標準液校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-10 濁色度計		手分析値との比較 外観、損傷、漏水の確認 ゼロ、測定値校正	1月 1月 適宜			—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-11 pH計			外観、損傷、漏水の確認	各部点検清掃、分析部点検 洗浄装置点検 標準液校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-12 アルカリ度計						—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-13 導電率計				各部点検清掃 ゼロ、測定値校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-14 UV計				各部点検清掃、分析部点検 ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-15 バイオセンサー				各部点検清掃 試料水量の調整、送液ポンプ、採水ポンプの点検 ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	2月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-16 TOC計				各部点検清掃 試料水量の調整、標準液による校正 (※2) 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	2月	—	—	(※2) 標準液による校正及び交換部品の取替は1回/年行う (消耗部品は除く)

1.1 計装設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
11-1 計測設備	11-1-17 オゾン濃度計	11-1-17-1 溶存オゾン濃度計	外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部点検清掃、分析部点検 測定値校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月～ 1年 (※3)	—	—	(※3) 中オゾン6月、後オゾン1年 精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-2 発生オゾン濃度計	外観、損傷の確認	巡視時	各部点検清掃、分析部点検 測定値校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	1年	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-3 排オゾン濃度計					—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-4 環境オゾン濃度計					—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-5 漏洩オゾン濃度計					—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-18 塩素要求量計		外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部点検清掃、測定値校正 試薬の補充 分析部点検、ループ確認 消耗部品等取替	1月 2月 3月 1年	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-19 アンモニア態窒素濃度計		外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部点検清掃、測定値校正 校正液、酸洗浄液の補充 分析部点検、ループ確認、試薬の補充 消耗部品等取替	1月 3月 1年	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
	11-1-20 油分計 (油分センサ)		外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部点検清掃、測定値校正 分析部点検、ループ確認 消耗部品等取替	3月 1年 (※4)	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (※4) センサー素子の交換は4回/年行う

1.2 管理設備、監視制御設備、遠隔監視制御設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
12-1 管理設備	12-1-1 監視装置		—	—	目視点検、清掃 (※ 1)	6月～ 1年	機器を停止しての各部点検・清掃 接続状態点検 各種測定及び調整 機能点検 精度点検 動作確認試験 部品交換	1年	(※ 1) 現場設置機器があるため設置環境により周期を決定する。
	12-1-2 制御装置								
	12-1-3 入出力装置								
	12-1-4 情報処理装置								
	12-1-5 遠方監視制御装置								
	12-1-6 その他周辺機器								
12-2 監視制御設備	12-2-1 監視装置		—	—	目視点検、清掃 (※ 1)	6月～ 1年	機器を停止しての各部点検・清掃 接続状態点検 各種測定及び調整 機能点検 精度点検 動作確認試験 部品交換	1年	
	12-2-2 自動制御盤								
	12-2-3 補助継電器盤								
	12-2-4 計装盤								
	12-2-5 遠方監視制御装置								
	12-2-6 その他周辺機器								
12-3 遠隔監視制御設備	12-3-1 配水監視設備		—	—	目視点検、清掃	2月	機器を停止しての各部点検・清掃 接続状態点検	1年	(※ 2) 残留塩素計のみ
	12-3-2 水質監視設備		—	—	目視点検、清掃 手分析との比較 (※ 2) 測定値校正 (※ 2)		各種測定及び調整 機能点検 動作確認試験		
	12-3-3 その他周辺機器		—	—	目視点検、清掃		部品交換		

1.3 他基準等参照項目

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
13-1 自家用電氣工作物保安規程	13-1-1 G I S 受変電設備	13-1-1-1 断路器 13-1-1-2 遮断器 13-1-1-3 母線、V C T、接続箱	自家用電氣工作物保安規程を参照		自家用電氣工作物保安規程を参照		自家用電氣工作物保安規程を参照		
	13-1-2 受電・変電・配電設備	13-1-2-1 断路器 13-1-2-2 遮断器 13-1-2-3 電磁接觸器 13-1-2-4 負荷開閉器 13-1-2-5 変圧器 13-1-2-6 計器用変成器 13-1-2-7 避雷器・サージアブソーバ 13-1-2-8 電力用コンデンサ及び付属装置 13-1-2-9 母線 13-1-2-10 配電盤 13-1-2-11 架空電線路 13-1-2-12 ケーブル 13-1-2-13 保安柵等							
	13-1-3 負荷設備	13-1-3-1 電動機 13-1-3-2 回転速度制御装置 13-1-3-3 照明設備 13-1-3-4 配分電盤							
	13-1-4 無停電電源設備	13-1-4-1 蓄電池 13-1-4-2 整流器盤							※蓄電池について、次の対応とする。 注意値以上が全体の10%以上：更新 注意値以上が全体の50%以上：仮設設置

1.3 他基準等参照項目

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 檢		定 期 点 檢		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
13-1 自家用電気工作物保安規程	13-1-4 無停電電源設備	13-1-4-3 インバータ	自家用電気工作物保安規程を参照		自家用電気工作物保安規程を参照		自家用電気工作物保安規程を参照		
	13-1-5 非常用発電設備	13-1-5-1 原動機							
		13-1-5-2 発電機							
	13-1-6 太陽光発電設備	13-1-6-1 太陽電池及び集電箱							
		13-1-6-2 系統連携盤及びパワーコンディショナー							
		13-1-6-3 計測装置表示盤							
	13-1-7 水力発電設備	13-1-7-1 水車							
13-2 昇降設備	13-2-1 エレベータ		建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新刊を参照		建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新刊を参照		建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新刊を参照		
	13-2-2 小荷物用昇降機								
	13-2-3 階段昇降機								
13-3 建築付帯設備	13-3-1 換気設備		大阪市公共建築物点検マニュアルを参照		大阪市公共建築物点検マニュアルを参照		大阪市公共建築物点検マニュアルを参照		
	13-3-2 排煙設備								
	13-3-3 給排水衛生設備								
	13-3-4 非常用照明設備								